

熊本市商店街空き店舗対策事業費補助金交付要綱

制定	平成16年	4月	1日	経済振興局長決裁
改正	平成17年	4月	1日	経済振興局長決裁
	平成19年	4月	1日	経済振興局長決裁
	平成24年	4月	1日	市長決裁
	平成24年	8月30日		商工振興課長決裁
	平成25年	3月26日		農水商工局長決裁
	平成26年	3月31日		市長決裁
	平成26年12月25日			市長決裁
	平成27年12月10日			農水商工局長決裁
	平成28年	3月24日		市長決裁
	平成28年	7月11日		市長決裁
	平成29年	3月23日		市長決裁
	令和2年	3月25日		商業金融課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き店舗を解消し、本市商業の振興を図ることを目的として、商店街団体等が実施する空き店舗対策に係る事業に対して交付する熊本市商店街空き店舗対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における各号の用語の定義は、それぞれ各号の定めるところによる。

- (1) 「空き店舗」とは、熊本市内の商店街の地区内に所在し、商業活動を休止している店舗物件をいう。ただし、大型商業施設等のテナント型店舗は除く。
- (2) 「補助事業者」とは、空き店舗の所有者と賃貸借契約を締結して、この補助金の対象となる事業を実施するものをいう。
- (3) 「商店街団体」とは、熊本市内に存する任意又は法人の商店街をいう。
- (4) 「協同組合等」とは、熊本市内に存する事業協同組合及び事業協業組合をいう。
- (5) 「商工団体」とは、熊本商工会議所及び熊本市内に存する商工会をいう。
- (6) 「民間事業者」とは、小売業、サービス業又は飲食業（他者から商標又はノウハウ等の提供を受けて事業展開を行うフランチャイズ業並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項及び第5項から第11項までに規定する営業を除く。以下「小売業等」という。）を営もうとする法人又は商店街活性化のための新たな事業を実施する法人であって、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者をいう。
- (7) 「創業者」とは、小売業等を営もうとする個人又は小売業等を1店舗のみで営んでいる個人をいう。
- (8) 「熊本地震被災事業者」とは、平成28年熊本地震により被災し従前の店舗における事業の継続が困難となり移転が必要となった、民間事業者又は小売業等を営む個人をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、商店街団体、協同組合等、商工団体、民間事業者、創業者、社会福祉法人、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）又は熊本地震被災事業者が空き店舗を活用して実施する事業であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次のいずれかに該当する事業であること。
 - ア 地域コミュニティ施設設置事業 商店街団体、商工団体、社会福祉法人又はNPO法人が、空き店舗に子育て支援、保育サービス、買い物支援、高齢者交流、地域情報発信、歴史・文化の継承活動等のコミュニティ施設を設置し、地域住民の交流を促進する事業をいう。
 - イ 魅力向上店舗等運営事業 商店街団体、商工団体、協同組合等又は民間事業者が空き店舗を商店街活性化のための新たな事業の実施の拠点として活用し、商店街の魅力向上に寄与する事業をいう。
 - ウ 創業等商店街出店事業 民間事業者又は創業者が、空き店舗を活用して、民間事業者又は創業者としての新規又は2店舗目となる小売業等の店舗を出店する事業をいう。
 - エ 熊本地震被災事業者商店街出店事業 熊本地震被災事業者が、被災した従前の店舗の移転先として空き

店舗を活用して店舗を出店する事業をいう。

- (2) 熊本市内の商店街の地区内からの移転でないもの。ただし、熊本地震被災事業者を除く。
- (3) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としないもの
- (4) 当該事業の開始に当たって実施する改装工事の着工日（以下「改装工事着工日」という。）から3月以内に当該事業に係る開店等を行うことができるもの

（補助条件）

第4条 商店街団体以外の補助事業者が補助対象事業を行おうとする場合は、申請に際して空き店舗が存する商店街団体の推薦を要することとする。この場合において、当該補助事業者は、当該商店街団体に加盟するなど、積極的に商店街団体の活動に参加するように努めるものとする。

2 熊本地震被災事業者商店街出店事業を行おうとする場合は、前項に定めるもののほか、特別な理由がある場合を除き、移転前の従業員の半数以上を継続雇用すること。

（補助対象経費等）

第5条 補助を受ける年度中に必要な補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表第1のとおりとする。ただし、商店街団体を除き、補助事業者と空き店舗の所有者が経済上一体と認められる場合、又は同一性が認められる場合は、補助の対象としない。

2 補助対象事業につき、国、県その他の団体の補助又は熊本市の他の補助制度による補助を受ける場合は、補助対象経費からこれらの補助の額を控除した額について、別表第1を適用する。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、別表第1に定めるところにより算出した額を基礎として、予算の範囲内で交付する。

2 算定した補助金の額に、千円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

（補助対象期間）

第7条 補助対象期間は当該年度内とする。

（交付の申請）

第8条 補助事業者は、規則第4条の規定による補助金等交付申請書（規則様式第1号）に、別表第2に掲げる書類その他市長が必要であると認めるもの（以下「添付書類」という。）を添付して、市長が定める期日までに提出しなければならないこととする。

（事業計画及び予算の変更）

第9条 補助事業者は、次の各号に該当する場合には、規則第7条第1号及び第2号の規定による計画変更の申請を速やかに市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 事業に要する予算の20パーセントを超えて変更しようとするとき。
- (2) 事業の内容を著しく変更しようとするとき。

2 補助事業者は、前項の規定による計画変更の申請に際し、補助事業等計画変更申請書（規則様式第3号）に、変更部分に係る添付書類を添付しなければならないこととする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、当該年度に実施した補助事業の完了後、30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第7号）に、別表第3に掲げる書類その他市長が必要であると認めるものを添付して、市長に提出しなければならないこととする。

（補助金の請求）

第11条 規則第10条に規定する補助金等交付確定通知書を受けた補助事業者は、速やかに請求書（様式第10号）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

2 商店街団体、協同組合等、商工団体、社会福祉法人、NPO法人又は熊本地震被災事業者は、規則第11条第2項から第4項までの規定により、当該補助事業が完了する前に、概算額の交付を申請し、その交付を受けることができる。

（検査等）

第12条 市長は、補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、又は指示し、必要があるときは事業所等に立ち入り、帳簿等の関係書類を検査することができる。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱に基づく市長の指示に違反し

たとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を交付を受ける目的以外に使用したとき。
- (4) 補助金を使用する前に補助金を受けた団体が解散したとき。
- (5) 補助対象事業に係る開店等の日から36月以内に店舗等を撤退、移転、長期休業、譲渡等したとき（事前に市長に報告し、協議をしていた場合であつて、かつ、市長が特に理由があると認めるときを除く。）。
- (6) 改装工事着工日から3月以内に開店等をしないとき。
- (7) その他市長が不相当と認めたとき。

（国等補助事業として補助する場合の特例）

第14条 市がこの要綱に基づく補助金の交付に関し国、県等の制度に基づく補助（以下「国等補助金」という。）を受ける場合は、この要綱に定めるもののほか、国等補助金を受けるに当たって満たすべき条件等に適合することを補助事業者に指示するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月31日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成26年12月25日から施行する。

2 第3条第4号に定める県民百貨店等関係事業者商店街出店事業は、平成26年12月25日から平成28年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の第7条及び別表第1の規定に基づき、店舗賃借料を補助対象経費として交付決定した補助金については、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の日前に交付決定をした県民百貨店等関係事業者商店街出店事業に係る補助金の出納整理については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成28年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
地域コミュニティ施設設置事業	店舗の改装に要する外装、内装、設備等の工事費（以下「店舗改装費」という。）	1 / 2 以内	150万円
魅力向上店舗等運営事業	店舗改装費	1 / 2 以内	100万円
創業等商店街出店事業	店舗改装費	1 / 2 以内	100万円
熊本地震被災事業者商店街出店事業	店舗改装費	1 / 2 以内	100万円

別表第2（第8条関係）

補助事業者	添付書類
共通	事業計画書（様式第1号）
	事業収支予算書（様式第2号）
	空き店舗の位置図
	空き店舗の改装に係る図面
	空き店舗の改装に係る工事ごとの内訳を明記した2者以上の見積書の写し
	空き店舗に係る賃貸借契約書の写し
	空き店舗の現状（着工前）の写真
商店街団体	団体の構成員名簿
	定款、会則、規約その他これらに類するもの
	当該事業の実施について決定した総会等議事録の写し

		市税滞納有無調査承諾書（法人の場合）
		団体の事業年度の収支予算書及び前年度の収支決算書
商店街 団体を 除く補 助事業 者	共通	代表者押印のある空き店舗が所在する商店街団体の推薦書 (様式第3号)
		市税滞納有無調査承諾書
	商工団体、協同 組合等	団体の構成員名簿
		定款、会則、規約その他これらに類するもの
		当該事業の実施について決定した総会等議事録の写し
		団体の事業年度の収支予算書及び前年度の収支決算書
	社会福祉法人、 NPO法人	構成員名簿
		定款、会則、規約その他これらに類するもの
		補助事業者概要書（様式第4号）
		経営状況表（様式第5号）
		資金計画書（様式第6号）
	民間事業者	構成員名簿
		定款、会則、規約その他これらに類するもの
		登記事項証明書の写し
		補助事業者概要書（様式第4号）
		経営状況表（様式第5号）
		資金計画書（様式第6号）
	創業者	住居が存する市町村の住民票の写し又は行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 成25年法律第27号）第2条第7号に規定する個人番号カ ードの表面の写し
		履歴書
		確定申告書の写し

		経営状況表（様式第5号）（2店舗目を出店する場合）
		資金計画書（様式第6号）
	熊本地震被災事業者	事業計画書（様式第1号の2）
		り災証明書
		定款、会則、規約その他これらに類するもの
		登記事項証明書の写し（法人の場合）
		補助事業者概要書（様式第4号）
		経営状況表（様式第5号）
		資金計画書（様式第6号）

別表第3（第10条関係）

補助事業者	添付書類
共 通	実績報告書（様式第7号）
	事業実績書（様式第8号）
	事業収支決算書（様式第9号）
	領収証又は収支を証する書類の写し
	店舗改装に係る工事請負契約書の写し
	事業実施状況写真
熊本地震被災事業者	実績報告書（様式第7号の2）
	事業実績書（様式第8号の2）

様式第1号（第8条関係）

事業計画書

1. 事業区分及び補助事業者

(1) 事業区分

- ①地域コミュニティ施設設置事業 ②魅力向上店舗等運営事業
③創業等商店街出店事業

(2) 補助事業者区分

- ①商店街団体 ②商工団体 ③協同組合等 ④社会福祉法人又はNPO法人
⑤民間事業者 ⑥創業者

(3) 事業名

(4) 補助事業者の名称

- ①名称
②所在地
③代表者名
④設立年月日
⑤担当者名及び連絡先 担当者： 連絡先：

2. 空き店舗の状況、賃貸借期間及び店舗改装工事等

(1) 空き店舗の所在地等

- ①店舗所在地
②店舗名称
③店舗面積 m²
④店舗賃借料（月額） 円 ※共益費を含む。
⑤店舗所有者及び連絡先 所有者： 連絡先：
⑥空き店舗となっている期間 日

(2) 賃貸借契約期間

- ①契約期間 年 月 日から 年 月 日まで
②当該年度の契約期間（ 年 月 日から 年 月 日まで）

(3) 店舗改装工事

- ①改装工事期間 年 月 日から 年 月 日まで
②工事請負業者名
③工事請負金額 円

(4) 開店予定日

年 月 日

(5) 空き店舗の所在する商店街団体

①商店街団体名

②代表者名及び団体連絡先 代表者名： 連絡先：

3. 事業費及び補助額積算

(1) 事業費

①総事業費 円 ※当該年度の総事業費

②補助対象経費 円

③補助対象外経費 円

(2) 補助率

分の1

(3) 補助額 (補助対象経費×補助率、千円未満切捨て)

円

4. 事業計画の内容

(1) 補助事業の実施期間 ※事業スケジュール (様式任意) を添付すること。

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 計画内容

①計画の必要性

②商店街の状況及び課題、問題点

③計画の具体的内容

※創業等商店街出店事業の場合は、小売業等の業態を併せて記載

④事業効果及び数値目標

※補助事業による商店街へ与える効果の説明と、通行量や空き店舗率の改善など具体的数値目標を記載

※創業等商店街出店事業の場合は、店舗の売上目標を必ず設定して下さい。

⑤商店街エリアへの適合性

(注) 本事業計画書は、選定委員会における審査資料となります。それぞれの項目について、できるだけ具体的に記載して下さい。

様式第1号の2（第8条関係）

事業計画書
（熊本地震被災事業者商店街出店事業）

1. 補助事業者

（1）出店店舗名

（2）補助事業者の名称

①名称

②所在地

③代表者名

④設立年月日

⑤担当者名及び連絡先 担当者： 連絡先：

2. 空き店舗の状況、賃貸借期間及び店舗改装工事等

（1）空き店舗の所在地等

①店舗所在地

②店舗名称

③店舗面積 m²

④店舗賃借料（月額） 円 ※共益費を含む。

⑤店舗所有者及び連絡先 所有者： 連絡先：

⑥空き店舗となっている期間 日

（2）賃貸借契約期間

①契約期間 年 月 日から 年 月 日まで

②当該年度の契約期間（ 年 月 日から 年 月 日まで）

（3）店舗改装工事

①改装工事期間 年 月 日から 年 月 日まで

②工事請負業者名

③工事請負金額 円

（4）開店予定日

年 月 日

（5）空き店舗の所在する商店街団体

①商店街団体名

②代表者名及び団体連絡先 代表者名： 連絡先：

3. 事業費及び補助額積算

（1）事業費

- ①総事業費 円
- ②補助対象経費 円
- ③補助対象外経費 円
- (2) 補助率
分の1
- (3) 補助額 (補助対象経費×補助率、千円未満切捨て)
円

4. 事業計画の内容

- (1) 補助事業の実施期間 ※事業スケジュール (様式任意) を添付すること。
年 月 日から 年 月 日まで

- (2) 計画内容

- ①事業の具体的内容

- ②商店街の状況及び課題、問題点

- ③事業効果及び売上げ目標

- ※補助事業による商店街へ与える効果の説明と、通行量の改善など具体的数値目標を記載

- ④商店街エリアへの適合性

(注) 本事業計画書は、選定委員会における審査資料となります。それぞれの項目について、できるだけ具体的に記載して下さい。

- (3) 従業員継続雇用数 (契約社員・パートを含む)

- ①既存従業員雇用数

- 名

- ②従業員継続雇用数

- 名

- ※従業員継続雇用が 1/2 未満の場合、補助対象外

様式第2号（第8条関係）

事業収支予算書

補助事業者名	
事業名	

<収 入>

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
熊本市補助金		
自己負担額		
合 計		

<支 出>

(単位：円)

区 分	金 額	備 考
補助対象経費		
補助対象外経費		
合 計		

様式第3号（第8条関係）

推薦書

住 所
（団体名）

代表者名 様

（商店街団体）

住 所

団 体 名

代表者名

印

上記団体等が実施する熊本市空き店舗対策事業について、次のとおり推薦します。

補助事業者名		
事業名		
推薦理由	商店街エリアへの適合性	
	商店街団体との連携等	
	本事業が実施されることによる商店街への事業効果等	

様式第4号（第8条関係）

補助事業者概要書

【事業者概要】

事業者名				
事業者概要	設立年月		資本金（千円）	円
	従業員数（人）	人	支店・店舗数	
	主たる事務所の所在地			
	業種及び主要事業内容			
	代表者役職・氏名			
	担当者役職・氏名			
	担当者連絡先	電話番号		
	FAX番号			
	E-mail			

（注）組織、運営体制の分かる組織図を添付すること。

【主要業務実績】

過去の主要業務実績				
NO	年度	施設名	所在	事業内容
1				
2				
3				

様式第5号（第8条関係）

経営状況表

【経営状況等】

（単位：千円）

売上高	区分	前々年度（期） 決算額	前年度（期） 決算額	直前2ヶ年の 平均決算額
	小売業等			
	その他の業種			
	上記以外			
	合 計			

【自己資本比率等】

（単位：千円）

事業者名：	前年度（期）
	年 月 日 ～ 年 月 日
自己資本 A	
総資産（本） B	
流動資産 C	
流動負債 D	
自己資本比率（ $A/B \times 100$ ）	
流動比率（ $C/D \times 100$ ）	

（注）1 下表は、直近の過去1期の財務諸表に基づき作成すること。

2 貸借対照表、損益計算書等を添付すること。

様式第6号（第8条関係）

資金計画書

【資金調達内訳】

（単位：千円）

区 分	項 目	金 額	備 考	
自己資金	貯蓄等			
借入金	親族等からの借入			
	友人・知人等から借入			
	融 資	官公庁制度融資		
		民間金融機関融資		
補助金	熊本市補助金			
	他の補助金			
合 計				

【資金運用（使途）内訳】

（単位：千円）

項 目	詳 細	金 額	備 考
店舗改装費			
店舗賃借に係る経費（敷金・礼金等を含む）			
開店前又は予備の運転資金			
合 計			

（注）資金調達内訳と資金使途内訳の合計は一致する。

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

熊本市長（宛）

所在地
名 称
代表者

印

年度商店街空き店舗対策事業実績報告書

年 月 日付け 発第 号で交付決定通知のあった商店街空き店舗対策事業が完了したので、熊本市商店街空き店舗対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助区分

2 補助事業の名称

3 事業の実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 交付決定額 円

5 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第8号）
- (2) 事業収支決算書（様式第9号）
- (3) 領収証又は収支を証する書類の写し
- (4) 店舗改装に係る工事請負契約書の写し
- (5) 事業実施状況写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第7号の2（第10条関係）

年 月 日

熊本市長（宛）

所在地
名 称
代表者

印

年度商店街空き店舗対策事業実績報告書

年 月 日付け 発第 号で交付決定通知のあった商店街空き店舗対策事業が完了したので、熊本市商店街空き店舗対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 補助区分

2 補助事業の名称

3 事業の実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

4 交付決定額 円

5 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第8の2号）
- (2) 事業収支決算書（様式第9号）
- (3) 領収証又は収支を証する書類の写し
- (4) 店舗改装に係る工事請負契約書の写し
- (5) 事業実施状況写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

事業実績書

1. 事業区分及び補助事業者

(1) 事業区分

- ①地域コミュニティ施設設置事業 ②魅力向上店舗等運営事業
③創業等商店街出店事業

(2) 補助事業者区分

- ①商店街団体 ②商工団体 ③協同組合等 ④社会福祉法人又はNPO法人
⑤民間事業者 ⑥創業者

(3) 事業名

(4) 補助事業者の名称

- ①名称
②所在地
③代表者名
④設立年月日
⑤担当者名及び連絡先 担当者： 連絡先：

(5) 事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

2. 空き店舗の状況、賃貸借期間及び店舗改装工事等

(1) 空き店舗の所在地等

- ①店舗所在地
②店舗名称
③店舗面積 m²
④店舗賃借料（月額） 円 ※共益費を含む。
⑤店舗所有者及び連絡先 所有者： 連絡先：

(2) 賃貸借契約期間

- ①契約期間 年 月 日から 年 月 日まで
②当該年度の契約期間（ 年 月 日から 年 月 日まで）

(3) 店舗改装工事

- ①改装工事期間 年 月 日から 年 月 日まで
②工事請負業者名
③工事請負金額 円

(4) 開店日

年 月 日

(5) 空き店舗の所在する商店街団体

①商店街団体名

②代表者名及び団体連絡先 代表者名： 連絡先：

3. 事業費及び補助額

(1) 事業費

①総事業費 円 ※当該年度の総事業費

②補助対象経費 円

③補助対象外経費 円

(2) 補助率

分の1

(3) 補助額 (補助対象経費×補助率、千円未満切捨て)

円

4. 事業実績

(1) 事業内容

①実施事業の具体的内容

②商店街との連携状況

③事業効果及び達成状況

※事業計画書で記載した具体的数値目標の達成状況等を記載

④今後の事業継続に向けた課題及びその解決策

(注) 事業実績書は、できるだけ具体的に記載して下さい。特に事業効果及び達成状況は、計画時の数値目標に対する達成状況を必ず記載して下さい。

様式第8号の2（第10条関係）

事業実績書
(熊本地震被災事業者商店街出店事業)

1. 補助事業者

(1) 出店店舗名

(2) 補助事業者の名称

①名称

②所在地

③代表者名

④設立年月日

⑤担当者名及び連絡先 担当者： 連絡先：

(3) 事業の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

2. 空き店舗の状況、賃貸借期間及び店舗改装工事等

(1) 空き店舗の所在地等

①店舗所在地

②店舗名称

③店舗面積 m²

④店舗賃借料（月額） 円 ※共益費を含む。

⑤店舗所有者及び連絡先 所有者： 連絡先：

(2) 賃貸借契約期間

①契約期間 年 月 日から 年 月 日まで

②当該年度の契約期間（ 年 月 日から 年 月 日まで）

(3) 店舗改装工事

①改装工事期間 年 月 日から 年 月 日まで

②工事請負業者名

③工事請負金額 円

(4) 開店日

年 月 日

(5) 空き店舗の所在する商店街団体

①商店街団体名

②代表者名及び団体連絡先 代表者名： 連絡先：

3. 事業費及び補助額

(1) 事業費

①総事業費 円

②補助対象経費 円

③補助対象外経費 円

(2) 補助率

分の1

(3) 補助額 (補助対象経費×補助率、千円未満切捨て)

円

4. 事業実績

(1) 事業内容

①実施事業の具体的内容

②商店街との連携状況

③事業効果及び達成状況

※事業計画書で記載した具体的数値目標の達成状況等を記載

④今後の事業継続に向けた課題及びその解決策

(注) 事業実績書は、できるだけ具体的に記載して下さい。特に事業効果及び達成状況

は、計画時の数値目標に対する達成状況を必ず記載して下さい。

(2) 従業員継続雇用数報告 (契約社員・パートを含む)

①既存従業員雇用数

名

②従業員継続雇用数

名

※従業員継続雇用が 1/2 未満の場合、補助対象外

様式第9号（第10条関係）

事業収支決算書

補助事業者名	
事業名	

<収 入>

(単位：円)

区 分	実績額（決算額）	当初予算額	備 考
熊本市補助金			
自己負担額			
合 計			

<支 出>

(単位：円)

区 分	実績額（決算額）	当初予算額	備 考
補助対象経費			
補助対象外経費			
合 計			

様式第10号（第11条関係）

請 求 書

年 月 日

熊本市長（宛）

所在地
名 称
代表者

印

	千	百	十	万	千	百	十	円
金額								

年 月 日付け 発第 号で交付確定通知のあった 年度
熊本市商店街空き店舗対策事業費補助金について、同交付要綱第11条の規定により、上
記金額を請求します。

振込先口座		
金融機関名		本/支店名
種目	普・当・他	口座番号
口座名義		

様式第10号-1) (第11条関係)

委任状

年 月 日

熊本市長 (宛)

所在地

名 称

代表者

印

年度商店街空き店舗対策事業費補助金の受領について

年 月 日付け 発第 号で交付確定通知のあった 年度
熊本市商店街空き店舗対策事業費補助金の受領について、下記の者に委任します。

記

住 所

氏 名